

企業の不正摘発・防止の監査手続き

柴 田 英 樹

目次

- 一. はじめに
- 二. 企業の不正摘発・防止の監査手続きの必要性
- 三. 企業の不正摘発・防止の監査手続きとはどのような監査手法か
 - 1. 粉飾決算の手口
 - 2. 不正摘発・発見の監査手続き
- 四. 企業の不正防止対策としての事前監査
 - 1. 事前監査の前提の整備
 - 2. 会計不正防止対策としての事前監査
- 五. 結びとして

一. はじめに

企業不正は好景気の時よりも不景気の時の方が圧倒的に多く行われる。これは何とか自分の会社をつぶしたくないという経営者の真実の発露といえよう。現在、わが国は長期の不景気にあつて企業の中には新しい成長局面へと脱することが困難であるため、企業不正が常態化しているといえる状況にあるといえよう。しかし、こうした事態が長期間にわたり続くことは望ましいことではない。そこで外部監査において企業不正が摘発・発見できる監査手続きを実施することが必要になってきている。本稿は企業の不正摘発・発見のために有効な監査手続の構築に向けて一助になることを目的として検討・執筆された論文である。また、第四節ではさらに不正の摘発・発見だけでなく、予防・防止の観点から事前監査についても検討している。

二. 企業の不正摘発の監査手続きの必要性

「20世紀初頭までは、不正を見つけることが会計士の一番の役割だった」と元FBIエージェントであり、また公認会計士でもあるジョン・ウェルズⁱはいうⁱⁱ。ウェルズの意見は、監査人は不正摘発におけるこれまでの役割を、今後いささかなりとも改善できるはずだし、またそうすべきだということであるⁱⁱⁱ。筆者もこのウェルズの考え方に賛同する。彼は、会計士全員が不正を暴くための訓

練を受けるべきだという^{iv}。

内部統制の出現は企業の大規模化において必然的な出来事であった。それは企業内部における経営管理システムの有効性を確保するために同一部門内の内部チェックや内部牽制は必要不可欠だからである。また、通常の業務部門と独立したスタッフ部門であり、経営者に直属する内部監査室による通常の業務に関するモニタリング（監視）も重要である。しかし、こうした内部統制の働きによっても企業内部における従業員の不正を完全に発見・摘発を行うことは困難な状況であり、また不正だけでなく単純な計算ミスや入力誤りが発生する可能性を否定することさえもできない。

そこでこうした従業員不正の防止に注力し、さらに従業員の不正の発見に努めなければならない。そして従業員による不正が防止された場合には、そのまま目をつぶっているのではなく、速やかに二度とこうした不正が起らない体制へと改善しなければならない。

会計監査の歴史をたどると、経済的な取引の増加とともに企業が大規模化し、それにより試査の拡大が行われ、すべての監査項目に関して検証を行う精密監査から貸借対照表監査、財務諸表監査への進展が見られたことが明確になっている。

貸借対照表監査から財務諸表監査に監査の対象が変遷してからは、それまで監査の中心であった監査の対象から不正の発見・防止は第二次的な監査目的へと格下げされた。とくにアメリカで、1933年の連邦有価証券法、1934年の連邦証券取引所法において会計士監査は企業不正の発見を目的としないと主張されるようになった。しかし、企業の経営破綻が頻発していたにもかかわらず、財務諸表の適正表示の監査へと監査の重点を移してよいかは疑問であった。この際に不正の発見・防止という大きな問題が潜在化してしまったのである。

また、経営破綻の背後に経営者不正が存在している。これは企業経営において従来は、株主の力が強力であったが、業務内容の専門化が進み、株主の力は徐々に低下していったためである。しかし、こうした経営者の権限が強くなるにつれて、経営者が専制的になり、ついには企業を支配するようになってきた。そして経営者自身の利益を株主の利益よりも優先させることとなった。そのために破綻企業に「適正意見」が付された監査報告書が出ていることも珍しいことではなくなっている。これは非常に大きな問題である。というのも、監査の存在意義自体が問われる事態であるためである。

このような現状を考えると、財務諸表監査の目的は財務諸表の適正性の意見表明というよりも、経営者不正の摘発・発見に重点をおいた方が妥当である。ところが現在はいまだこうした対応が充分に行われているわけではない。

アメリカをみると、監査人に対する損害賠償訴訟では監査人が敗訴している場合が多い。「監査人は企業の不正の摘発・発見について役割認識なし」というのが従来の監査人の考え方だった。財務諸表の利用者は経営者不正の発見を期待している。こうした利用者の要望に適切に対応しているとはいえないのが現状である。そのため「期待ギャップ」問題が顕在化してきたのである。いやもともと監査人は気付いていたのであるが、監査人の責任が過重されることを恐れてわざと対応してこなかったといった方がよいかもかもしれない。しかし、もうそうしたことは許されなくなってしまったのである。このまま期待ギャップ問題を放置することは好ましいことではなく、何らかの対処が

必要であることはアメリカの監査学界（AAA）も米国公認会計士協会（AICPA）も1980年代後半にはようやく気付いてきた。そして米国では、この期待ギャップに対応するための方策として監査基準の抜本的な見直しを行った。こうしてAICPAは1988年にSASの基準を次に掲げる9つにわたり新設するに至った。

- ①SAS第53号「誤謬と異常事項の発見と報告に対する監査人の責任」
- ②SAS第54号「被監査会社の違法行為」
- ③SAS第55号「財務諸表における内部統制構造の検討」
- ④SAS第56号「分析的手続」
- ⑤SAS第57号「会計上の見積り監査」
- ⑥SAS第58号「監査済み財務諸表に関する報告書」
- ⑦SAS第59号「事業体のゴーイング・コンサーンとしての存続能力についての監査人の検討」
- ⑧SAS第60号「監査中に発見された内部統制構造にかかる事項の通知」
- ⑨SAS第61号「監査委員会への通知」

これらの監査基準書の新設は、監査人の責任の拡大を意味している。

ワインスタインは期待ギャップを縮小するには、2つの方法があるという^v。1つは外部の管轄機関、特にSECや議会に依存する方法であり、もう1つは自らを規制するために職業会計人の自助努力に依存する方法である。AICPAがSASを新たに新設する方法は後者のやり方に該当しよう。

三. 企業の不正摘発・防止の監査手続きとはどのような監査手法か

不正摘発・発見の監査を外部監査人が行う場合、通常の財務諸表監査で行うべき監査手続きを行ったうえで、追加的に実施する必要がある。なぜなら、財務諸表監査の目的は財務諸表の適正性に関する監査であることはいまだ変化していないからである。

河合秀敏はAICPAの一般的な見解を次のようになるとしている^{vi}。

「財務諸表の適正性の監査目的は、財務諸表に対する監査人の意見表明にある。したがって、不正・誤謬などの財務上の欠陥そのものを摘発することを主たる目的と考えているものではないし、またそれを期待してはならない。監査の途上で発見することがもちろんあるけれども、そのものの発見をねらって行なわれてはいない。財務諸表監査に際して監査人が不正を摘発できなかったことに対する責任は、一般に認められた監査基準に準拠しなかったことによって生じたことが明らかである場合にのみ負わなければならない。」

現在における財務諸表監査の考え方と少しズレているように感じるだろう。もちろん河合はこう考えていたのは30年も以前のことである。そしてAICPAも現在は、不正の摘発・発見を重視する方向性を向いていることは確かである。しかし、不正の摘発・発見を正面から行おうとまではまだしていない。こうしたAICPAに不満を持った公認会計士ジョン・ウェルズは公認不正検査士協会を設立している。

河合は、「財務諸表監査は、独立の立場から、経営者の作成した財務諸表に信頼性を付与する役

割をもって行なわれるものであるから、経営者の善意を前提」にしているという^{vii}。一方、企業の会計不正の摘発・発見は、「不正の摘発を主としてねらった特殊目的の監査」であり、財務諸表監査とは「まったくちがっている」という^{viii}。

河合は、こうした考え方から財務諸表監査の目的を次のように結論づけている^{ix}。

「財務諸表監査における不正の位置というものは、監査意見表明への影響度によって扱いが異なり、一般的には不正は適正表示のための監査証拠の構成要素にすぎない。したがって不正摘発そのものは監査の主たる目的にはなりえず従属目的として位置づけるべきである。」

河合の考え方は少し古くなった感は否めないが、財務諸表監査が経営者の善意を前提としており、不正摘発・発見の監査が経営者の不正、つまり悪意を前提としたものであることは正しい指摘であるといえよう。

1. 粉飾決算の手口

COSO^xは1987年から1997年の間の米国の公開企業の粉飾決算事件を対象にした分析と防止対策を報告書にまとめている。この報告書によれば粉飾決算の特徴は、次のように分析される。

粉飾事件を起こす企業について、COSOでは比較的小規模な企業ないしは赤字か利益ゼロに近い企業としている。しかし、エンロン事件（2000年度全米第7位）、ワールドコム事件（1999年度全米第5位）等に見るように現代では大企業でも粉飾事件を起こすところが少なくない。これは何もアメリカ固有のことではなく、日本でも名門企業のカネボウが粉飾を長年にわたり行われていたことからわかるように万国共通の事項である。

ここでCOSOが赤字か利益がゼロに近い企業と指摘している点は納得のいく事柄である。赤字であると金融機関は融資に応じてくれなくなったりするし、利益が赤字やゼロでは経営者が自己の地位を継続・維持することができなくなってしまう。

不正は次の（1）から（10）に示すような利益が増加する勘定科目を使用して会計操作により行われることが多い。したがって、それに対応した不正摘発・発見の監査を行うことが必要になる。そこで企業の不正や粉飾決算がどのように行われているかを調査・研究する必要がある。

（1）架空売り上げの計上

（2）架空在庫の計上

これら（1）と（2）の粉飾はキャッシュ・フロー計算書の監査で発見することが可能である。なぜなら架空売上では現金入金もたらされないからである。一方、架空在庫の方は、仕入時に現金支出がもたらされないことから、買掛金などの仕入債務が長期に滞留する可能性が高い。また、架空在庫はたな卸立会でチェックすることが可能である。外部監査人がしっかり実証手続を行えば、それほど困難を伴わずに架空在庫は見抜くことが可能である。

特に大規模な粉飾では必ず売上高の粉飾決算を伴う^{xi}。公認会計士の高田直芳は売上の粉飾は粉飾の中でも常套手段という^{xii}。売上の計上基準としては、出荷基準と検収基準が一般的である。粉飾している企業が売上計上基準として検収基準を採用している場合には、仕入先が不正に加担していなければ行うことは不可能である。しかし、循環取引に粉飾企業とぐるになっている仕入先が少なくないことが最近の粉飾事例で明らかになってきた。

検収基準の場合が増えてきたといっても、出荷基準で粉飾を行っているケースの方がまだまだ多いと思われる。なぜなら、仕入先に粉飾を手伝ってもらおうと、「借り」ができ、いつかはその粉飾に見合う逆の不正（仕入先の粉飾）に手を貸さざるを得なくなるためである。

（３）架空売掛金の計上

また、架空売り上げに伴う架空売掛金は回収されることがない。そのため、架空売上と架空売掛金は発見されやすい粉飾方法である。売掛金の年齢調べを行うことにより、長期に滞留している売掛金の存在を発見することで容易に見破ることができるからである。しかし、企業は他の売掛金が入金されると、架空売掛金が回収されたかのように見せかける。このように不正が発見されにくい手法を駆使するので注意が必要である。

（４）借入金の売上計上

架空売掛金は見つけやすいので、より不正を発見しにくい方法として、借入金を架空売上計上し、借入金を簿外負債にしてしまう粉飾のやり方がある。これだと実際に現金入金があるために売上が架空であることが発見しにくいからである。

（５）固定資産の会計操作

固定資産の金額を増加させれば、貸借平均の原理から利益の金額を増加することが可能になる。そこで本来は費用計上しなければならない項目についても、固定資産に計上する粉飾が行われることがある。

もっとも単純な固定資産の粉飾は修繕費を収益的支出とせずに資本的支出として扱い、固定資産の金額に加算することである。これは2002年に行われたアメリカにおける最大規模の粉飾といわれているワールドコムに見られた粉飾で行われていた。ただし、このような粉飾は固定資産の金額が前年度に比べて大幅に増加していれば、その原因を追究することで発見することが可能である。つまり、前年度と当年度との増減分析は必要不可欠といえよう。

（６）費用の過少表示

費用の一部を隠ぺいすることで利益を捻出する。粉飾方法としては費用を隠ぺいする手法と費用を固定資産に振り替えるやり方がある。後者の粉飾はワールドコムで行われていたやり方である。

（７）損失の発生した勘定を帳簿外にする取引

損失が発生した場合にそのままそうした勘定科目を認知するから、損失を認識しなければならないのである。もしSPE（特別目的事業体）など他社に当該損失を他社に飛ばすことができれば損失を認識する必要はなくなる。それを可能にするのが連結外しである。連結しない子会社に損失を飛ばしたり、また投資事業組合や特別目的会社を使い、連結しなくてもよい蓋然性を創出したりして、巨額な損失を連結対象会社から別の会社等に異動させるのが粉飾の手法である。しかし、この場合には、連結子会社だけを監査の対象とせずに連結していない子会社や投資事業組合や特別目的会社の決算書を入手し、本当に連結しないかについて検証を行うことで、こうした不正は発見することが可能である。

（８）循環取引を使った粉飾取引

また、これは連結外しではないが、仕入先や売上先の自社と利害関係を持たない第三者間取引

においても、多くの企業で粉飾操作のために取引を実施していることが明らかとなってきた。それは関係会社取引ではないので、もっとも発見することが困難な粉飾の1つである。

監査人にとって当該循環取引が発見することが困難な理由は、自社と独立の第三者である取引先の企業であることが多いために、監査人自身がそうした不正を行っていることはないとの性善説に立っているからである。通常は第三者間取引では不正取引が生じていると判断しない監査人の考え方は正当な注意義務違反として、監査プロフェッションとしての行動に反しているわけではない。しかし、そこを逆手にとって、実際には不正取引が多く発生している実態がだんだんと明らかになってきている。

監査人は反面調査権がないという泣き所をついた不正であるといえよう。循環取引は違法な取引である。つまり、実際には販売することが困難な商品売り先が買い、売り先から他社に転々として商品が売り買いされ、最終的にもともと商品を販売した企業に循環して戻ってくる取引である。したがって、最初に売却した際の売上計上に伴い発生した架空売掛金は回収されず、利益の計上ももたされている状況になっている。カネボウなどはこれが常態化してしまっており、毎年のように循環取引が繰り返されていた。そのため社内では宇宙遊泳といった取引で呼ばれていた。また、食品メーカーのカト吉でも循環取引が行われていたことは明らかになっている。

(9) 監査人が長期にわたり監査を担当

企業と監査人との間に癒着構造が生まれる可能性が出てくる。実際にビッグ・ファイブの一角を占めていたアンダーセンは高額の監査報酬やコンサル報酬を得ていた。監査人は常に第三者として厳正に対応しなければならないが、そうではない倫理観に乏しい監査人が存在していることは否定できない。

(10) ストック・オプションの存在

役員などの経営幹部にストック・オプションを認めている企業では、利益を計上して株価を上昇させたいとの意識が高まり、不正体質に陥りやすい。ストック・オプションを実施している企業は資金力のない新興企業が多いため、株価が上昇すれば経営陣は株を購入し、即座に売却することで多額の儲けが得られることになる。

2. 不正摘発・発見の監査手続き

循環取引の存在の有無の確認

監査人にとって現在、最も重要な不正摘発・発見の監査手続きは、循環取引の存在の有無の確認することであると考えられる。というのも先に述べたように循環取引は発見することが困難な取引であり、循環取引による粉飾が多発しているからである。

最近の粉飾事例では、インターネット総合研究所^{xiii}（ネットワーク技術支援）、アイ・エクス・アイ^{xiv}（ソフトウェア製品を核にトータルソリューションを提供）、メディア・リンクス^{xv}（情報システム開発・販売）、サイバーファーム^{xvi}（ネット通販支援）などの企業が循環取引を行っていた。しかも、ここに挙げた企業はインターネット総合研究所がアイ・エクス・アイの親会社で

あり、アイ・エックス・アイはメディア・リンクスやサーバーファームと循環取引を行っていた。つまり、IT業界では各社が共謀して不正を行っていたのである。

循環取引とは、「実態のない架空の取引をスルー取引でいくつかの会社を介在させて行い、販売元が最終的に購入先になるもので、係わる企業が順番に手数料を上乗せして次の企業に販売し、資金を循環し、最後に最初の販売元が購入するものである」と定義される^{xvii}。

また、この循環取引の定義で出てきたスルー取引とは、「口座貸しともいわれ、実際に取引を行う会社の間に取引に必要な会社を挟み、伝票のみを仲介させる方法である」と定義される^{xviii}。スルー取引は、信用力の乏しい中小企業が高額商品を売る場合、信用力のある企業を伝票で介在させる方法として始まったともいわれており、仲介する企業にとっても売り上げの嵩上げになるため、ノルマ達成のために利用されてきたのである^{xix}。

上記した循環取引を行っていた企業はどれも新興市場に上場していたところである。インターネット総合研究所はマザーズ市場に、アイ・エックス・アイ、メディア・リンクスやサーバーファームはヘラクレス市場に上場していた。もちろん新興市場に上場している企業だからといって問題のある企業ばかりではない。しかし、新興市場への上場は比較的簡単なので、問題のある企業が上場してしまっているケースがあることも確かである。

また、これらの企業はすべてIT企業であることについても注目する必要がある。IT企業は2000年のITバブル崩壊により、収益力が著しく低下し、企業を維持することができなくなったところも多い。そのため何とか生き残るためにIT企業同士が粉飾連合を形成している側面を否定できない。しかし、こうしたことは遅かれ早かれいつか発覚することであり、もしこうした事態が発覚したら粉飾をしていた企業はもちろんのこと、IT業界全体にも社会の不信の眼が向けられることになることに十分に思いいたしていなかったのである。

循環取引はIT企業以外にも広く行われていたことが判明してきた。それは加ト吉やカネボウの粉飾事例から判断できる。加ト吉は循環取引による粉飾が発覚するまで、毎期売り上げが伸びている一流企業と考えられていた。また、カネボウも繊維など不況産業については問題があるものの、化粧品などは収益力が高く、まだまだ一流企業と社会一般からは思われていた。

企業と監査人が長年の間、会計監査していると、両者に癒着関係があるのではないかと話題となり、監査法人の監査責任者のローテーションが設けられるようになったが、被監査企業と取引関係にある企業との間の癒着関係はこれまであまり話題になってこなかった。この理由はそれぞれの企業が自社に有利な経済取引を行うことが通常であり、取引先企業が不正に加担することはないと考えられていたからである。ところが内部統制監査が制度化され、実施されるようになってから、実際には被監査企業に加担して粉飾決算している取引先企業は思ったよりも多く存在していることがわかったのである。

循環取引をいかに見破るか

(1) 支払運賃と売上との関係の検証

しかし、循環取引は実態のない架空取引であるから架空出荷に際して支払運賃は発生していな

い。また、運送会社に架空運賃を請求するように依頼することは難しいと考えられる。したがって、売上取引と支払運賃との関係を見ることにより循環取引の存在が発見できよう。

(2) 怪しい取引先企業の選定

ではどういう取引先から循環取引が存在していると考えればよいのであろうか。この取引先企業の選定は非常に重要である。長年、被監査企業と取引を行っている企業から選定することが重要であろう。長期の取引により癒着関係が生じる可能性が高いからである。次に毎年のこうした取引先企業への売上高の推移をとり、その中で急激に売上げが増加しているケースは注意する必要がある。売上げを水増しするために得意先企業を利用している場合がありうるからである。

(3) 反面調査の依頼

監査人は反面調査権がないため、被監査企業は循環取引を利用した粉飾を行うのである。しかし、相手先の企業が調査を受け入れてくれれば、反面調査も可能である。つまり、反面調査する権限を国税庁の査察のように監査人は持っていないが、反面調査を被監査企業と取引している企業に依頼して、取引先の許可が出れば反面調査もできるのである。

したがって、怪しい取引があると確信した場合には、取引先に被監査会社の取引を調べたいので帳簿を見せていただきたいと依頼するのである。ただ循環取引の場合には、取引先もグルなので容易に許可はでないであろう。また、被監査企業に黙ってこうした行為を行えばトラブルに発展することもありうる。

そこで反面調査を依頼する場合には、被監査企業の許可をもらい、被監査企業から取引先企業に「監査人が自社の監査で必要だといっているので、当社との取引に関する帳簿を見せていただけませんか」としてもらおうのである。もちろん被監査企業でこうした依頼を拒絶される場合もあるだろうし、取引先企業で拒絶される場合もあるだろう。ただこうしたやり取りを通じて、拒絶されても監査人はいろいろと状況証拠をつかむことができる。

被監査企業が即座に拒絶したら、これはかなり怪しい取引であるということである。また、被監査企業が了解し、取引先企業が拒絶したならば、これは即座に怪しい取引であるとはいえないことがわかる。

また、監査人がここまで調べるのかということを示しておけば、今後循環取引を行おうとする際にかかなりの抑制効果、牽制効果が働くことになる。

公認会計士の高田は大企業の粉飾決算は、つぶれてみないとわからないという^{xx}。これは「大企業では、有資格を含む経理のベテランを配し、種々の巧妙な粉飾を行うことが可能」であるからである^{xxi}。

外部監査人はプロであるが、大企業の優秀な経理マンが最大限の能力を発揮すれば、外部監査人もそうやすやすと粉飾を発見することは難しい。

現代監査では、統制環境面についてもしっかりとした監査が必要とされている。いやむしろ外部監査では統制環境面の監査が中心になっているといえよう。これは上級経営者が粉飾に荷担することが多いといえるので、経営者の資質が問われるようになってきたからである。

監査委員会は存在しないか存在しても非活動的なのが、アメリカにおける監査委員会に対するCOSOの調査結果である^{xxii}。

取締役会は社内取締役が多数派を占めているのがアメリカのケースである^{xxiii}。日本でもまだ社内取締役が多数をしめており、この点ではアメリカも日本も同様な状況にある。

取締役や執行役員が親族で占められていたり、強力なオーナー経営者が全体を牛耳っている。

不正の性格を吟味する必要がある。それは小規模企業のわりに累計粉飾額は大きく膨らんでいるということである。

粉飾は複数期間にわたって連続して行われる。したがって、一期であったら発見できなかった会計不正を最終的には発見されることになる。

収益と資産の水増しが典型的な手口である。これらの典型的な手口により利益を過大に計上することが可能となる。

外部監査人の問題 についても検討することが必要である。

外部監査人は世界的な四大会計事務所（ビッグ・フォー）から公認会計士一名の個人会計事務所までというように大規模から小規模まで様々でありうる。

粉飾期間には様々な種類の監査報告書（適正、不適正等）がありうる。これは監査人がどうクライアントに関わったにもかかってくる。また、監査人の能力も大きく影響してくる。

COSOでは、全体の1/4のケースで監査人が粉飾に共謀または重過失と認定されている^{xxiv}が、それらのほとんどは6大会計事務所（ビッグ・シックスと呼ばれていた。しかし、これはCOSOの調査当時のことであり、現在では4大会計事務所になっている）以外の中小会計事務所である^{xxv}。

粉飾期間に外部監査人を交代しているケースもいくつかある。これは外部監査人が自ら監査人を降りた場合と企業側から降ろされた場合とがある。

粉飾に荷担した企業・個人のその後は当然の結果とはいえ、悲惨なものである。

ほとんどの粉飾企業では、粉飾事件が発覚後、倒産、株主交替、公開廃止等の厳しい状況に至っている。しかし、粉飾をしても発覚していない企業もあるわけであり、このようなケースでは立ち直ったかどうか不明である。多くの粉飾企業はこのように粉飾して、経済状況が好転するのを待って、立ち直ることを望んでいると考えられる。

また、ほとんどの個人が代表訴訟や行政処分によって財務的に厳しい状況に追い込まれているが、刑務所に服役するケースは稀である。これらの監査手続きは企業が粉飾を行った場合に、外部監査人が事後的に粉飾などの会計不正を発見する手続きである。しかし、それよりも重要なのはそうした不正を企業の経営者に行わせないようにする事前監査である。次の第四節では事前監査の方法について検討を行う。

四. 企業の不正防止対策としての事前監査

企業の不正をただすタイミングとして、不正を行ってから見つめるよりも、不正をできないようにすることの方が重要である。そのためには事前監査は事後監査に比べて有効であり、かつ効率的

である。そこで企業の不正防止対策としての事前監査を外部監査人が行う場合を検討してみよう。

1. 事前監査の前提の整備

事前監査を行う際に最も効果が上がるように次に述べるような前提条件を調査し、できるだけ整備しておく必要がある。

(1) 経営者が長期政権であるかの検討

事前監査でどのように効果を上げるかといえば、不足が起きる前に不正を行いそうな経営者には退任してもらうことが不正の防止には一番効果がある。しかし、経営者は自分がトップの際に企業の業績が下がったことを認めがらない。なんとか自分が能力のある経営者であることを示したいのである。そのことがますます窮地に陥ることが少なくない。そこで経営者には長期の地位を保障することを認めないようにすることが望ましい。一期ないしは二期しか経営者であり続けることができないような法制度を確立するのである。

もちろん、小規模で公開していない会社ではそうした規制を行うことは困難であるし、またその必要もない。大規模で公開企業にこうした経営者の長期の経営にタッチすることをすれば、経営者は不正を行う動機が減少することになる。

(2) 内部統制の権限強化

次に内部統制の権限強化である。もともと内部統制は経営者のためのチェック組織である。しかし、経営者が不正を行うことによっても経営効率は有効性をそがれることになる。つまり、内部統制の目的に反する行動はたとえ経営者であっても認めない組織づくりが必要である。

(3) 業績予想の根拠の妥当性

公開企業は年度末の経営成績を予想しており、決算短信をはじめ、会社四季報、会社情報などに公表している。そこでその数字の根拠を経理部などの担当部署から入手し、その根拠の妥当性を検討するのである。この検討の結果、根拠が十分でないケースでは、不正が行われている蓋然性が強いといえよう。というのは、予想とはいえ、会社の業績を公開しているから、そこに反するような業績結果は社会から批判を浴びる可能性があるためである。

(4) 親会社と子会社の決算期のずれ

高田は、「親会社と子会社の決算期をずらすことで、粉飾決算が用意に見つからないように」することができるという^{xxvi}。親子会社の決算期のずれを使った決算操作は実際に行われているケースが多く、高田の指摘は正しいといえる。

2. 会計不正防止対策としての事前監査

友杉は企業不正防止監査を経営者不正予防監査と呼んでいる^{xxvii}。そして友杉は不正を従業員不正と経営者不正にわけて次に示すように考えている。

「従業員不正は内部統制の整備・充実によって防止が可能であるが、経営者不正は内部統制のチェック機能をこえて発生している。粉飾、損失補填、飛ばし偽装表示事件など経営者トップによる不正が頻発し、監査は一体何をしているのか、機能していないのかとの批判が主張され、経営者不正の防止に対処してきている。改訂された監査基準では、内部統制組織と経営環境を評価し、リ

スク・アプローチによる重要な虚偽の表示の点検により、経営者不正を防止することになっている。」

また、友杉は経営者不正の監査手続きに関して、次のように述べている^{xxviii}。

「経営者不正は経営者によって行われる不正であり、経営者の誠実性を考慮し、監査の計画段階において、不正の危険性はシニアの経験ある監査人によって特に評価されなければならない。経営者の誠実性の仮定の妥当性を考慮し、経営者不正が発生する場合が高い場合、保証の程度を高める監査手続を実施する必要がある。」

会計不正防止対策として次の点が挙げることができる。

(1) 経営者へ内部統制の整備・運用の働きかけ

粉飾事件を起こす企業に関連して、規模企業は内部統制の整備がおろそかになりがちで、取締役会、監査委員会、外部監査人は最低限の内部統制を整備・運用するよう経営者に働きかけなければならない。しかし、企業規模が小さい場合には、わが国では監査委員会が設置されていることはほとんどない。つまり、監査役設置会社の方が圧倒的に多いといえよう。

また、証券規制当局による小規模企業に対する内部統制の整備要請の緩和措置は、リスクとの兼ね合いで見直すべきであるとCOSOではしている^{xxix}。

COSOでは、継続企業についての検証手続、監査人交替の時の前任監査人とのコミュニケーションを非常に重要視している。

(2) 統制環境に対する監査の強化

統制環境面に関連して、上級経営者が受けているプレッシャーを理解することは重要である。こうしたプレッシャーがあると不正を起こす可能性が高まるからである。

COSOでは、公開企業に対する財務的要請に明るい役員は他の上級経営者を説得して粉飾を思いとどまらせることができるかもしれないとしている^{xxx}。

COSOとトレッドウェイ委員会は、監査委員会は、すべての公開企業に対して、構成員全員を社外取締役にすることを要求している^{xxxi}。また、小規模企業においても監査委員会を例外なく設置する義務はないが、監査委員会の存在は内部統制の強化につながるとしている^{xxxii}。これはアメリカ固有の話である。アメリカには日本のような監査役制度がないからである。小規模企業においては特定個人に権限が集中しがちな分、取締役会の独立性と能力の重要性は大きい。監査委員会と取締役会による監視の有効性は、受け取る情報の質に大きく依存するため、監査人は情報収集にあたりこの点にも十分留意する必要がある。

投資家は親族による経営やワンマン経営についてそのリスクと利点を慎重に評価しなければならない。親族による経営は公正な経営を乱すことが多く、またワンマン経営は経営者が専制に陥りやすいためである。

不正の性格に関連して、粉飾が通常複数期間にわたることから、四半期ごとの財務報告書のレビュー、決算書作成手続に対する内部統制、長期的な監査戦略の重要性が指摘される^{xxxiii}。

年度末近くで行われる収益と資産の水増しがありがちな手口である以上、損益期間帰属と資産評価についての内部統制に十分留意することが重要である。

外部監査人の問題に関連して、外部監査人は財務諸表だけ見ているのではなく、企業の業界や経営者の粉飾への誘因、内部統制からくるリスクに着目して適切に監査計画を組み立てなければならない。

取締役会や監査役等（監査役会、監査委員会）が弱体な企業の監査に際しては監査リスクが高いことを十分に認識しなければならない。

（3）被監査会社に属する企業が抱えるリスクや変化及び問題等の認識

「問題のある監査は問題のある産業に関連する傾向がみられる」と財務コンサルタントのワインスタイン女史はいう^{xxxiv}。そして問題のある産業とは、アメリカにおける1970年代では不動産業で、その後に防衛産業、ごく最近（筆者加筆：1987年当時）では銀行では銀行や貯蓄がその対象だったとしている^{xxxv}。

こうしたリスクに監査人が気付かず手遅れになり、結果的に大衆がこうしたいくつかの企業の危険な状態について早期警報を受けられなかったことが幾度となくあったとワインスタインはいう^{xxxvi}。

COSO報告書では粉飾決算を巡るコーポレート・ガバナンス（企業統治）構造を、経営者、取締役会、監査委員会、外部監査を中心に分析している。報告書において明示的には取り上げられてはいないものの、粉飾が不正の一形態である以上、内部監査人も当然にその防止・摘発に重要な責任を負うことになる。

五. 結びとして

不正摘発・発見する監査手続きの重要性が増してきている。これまで不正摘発・発見に関してそれほど真剣に取り組んでこなかったようにみえる監査業界も大きく舵を切り、不正摘発・発見の監査に注力してきている。しかし、まだまだ十分であるわけではない。それは財務諸表監査の目的は、財務諸表の適正性についての意見表明を外部監査人が行うこと自体をいまだ変更していないからである。

【引用文献・参考文献】

門脇 [2008] : 門脇徹雄、VBS研究会VC分科会『上場ベンチャー企業の粉飾・不正会計、失敗事例から学ぶ』中央経済社、2008年9月。

河合 [1979] : 河合秀敏『現代監査の論理』中央経済社、1979年11月。

高田 [2002] : 高田直芳『決定版 ほんとうにわかる経営分析』PHPエディターズ・グループ、2002年7月。

鳥羽共訳 [1996] : 鳥羽至英・八田進二・高田敏文『内部統制の統合的枠組み 理論篇』白桃書房、1996年5月。（the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission“Internal Control-Integrated Framework”, the American institute of Certified Public Accountants, Inc. , 1992 and 1994）

鳥羽・八田 [1999] : 鳥羽至英・八田進二『不正な財務報告 結論と勧告』白桃書房、1999年2月。（the National Commission on Fraudulent Financial Reporting “Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting”, the American institute of Certified Public Accountants, Inc. , 1987 and 1988）

友岡監訳 [2004] : 友岡賛監訳、山内あゆ子訳、マイク・ブルースター著『会計破綻 - 会計プロフェッショナル-』税務経理協会、2004年2月。(Mike Brewster, "UNACCOUNTABLE How the Accounting Profession Forfeited a Public Trust", John Wiley & Sons, Inc. , 2003)

友杉 [2006] : 友杉芳正『新版 スタンダード監査論 (第2版)』中央経済社、2006年11月。

渡辺訳 [1991] : 渡辺政宏訳、グレース・W・ワインスタイン『アメリカ会計士事情』日本経済新聞社、1991年12月。(Grace W. Weinstein "THE BOTTOM LINE", New American Library, New York, 1987)

- i ジョー・ウェルズの不正発見の使命感は本物であり、公認不正調査士協会を設立した。友岡監訳 [2004]、41頁。
- ii 友岡監訳、前掲書、26頁。
- iii 友岡監訳、前掲書、26頁。
- iv 友岡監訳、前掲書、26頁。
- v 渡辺訳 [1991]、208頁。
- vi 河合 [1979]、14頁。
- vii 河合、前掲書、15頁。
- viii 河合、前掲書、15頁。
- ix 河合、前掲書、16頁。
- x COSOは不正に関して研究調査を行ったトレッドウェイ委員会の支援委員会である。このようにトレッドウェイ委員会を資金的に援助する組織だった。トレッドウェイ委員会は研究報告書を公表後において解散したが、COSOはその後トレッドウェイ委員会に代わり活動を続けた。つまり、COSOはトレッドウェイ委員会が不正を改善する提言を行った問題をより推進していった。といっても自己の組織は各専門団体から組織されていた。しかし、不正の調査・研究を行う専門家は十分にはいなかったと考えられる。そこでより専門性を重視して、大手会計事務所の1つであるプライスウォーターハウス・クーパーズ (当時、クーパーズ・アンド・ライブランド) に報告書の作成を依頼し、その報告結果をCOSOレポート (広義) として公表した。この報告書は2回にわたって調査が行われ、1つがCOSOレポート (狭義)、もう1つがERMレポートと呼ばれている。
- xi 高田 [2002]、315頁。
- xii 高田、前掲書、315頁。
- xiii 門脇 [2008]、44-45頁。
- xiv 門脇、前掲書、75-78頁。
- xv 門脇、前掲書、58-62頁。
- xvi 門脇、前掲書、132-134頁。
- xvii 門脇、前掲書、63頁。
- xviii 門脇、前掲書、63頁。
- xix 門脇、前掲書、63頁。
- xx 高田、前掲書、348頁。
- xxi 高田、前掲書、348頁。
- xxii 鳥羽共訳 [1996]、190頁。
- xxiii 鳥羽共訳、前掲書、190頁。
- xxiv 鳥羽・八田 [1999]、167頁。公開企業を相手取って起こされた119件の訴訟事件と公認会計士を相手取って起こされた42件の訴訟事件の合計161件であり、これを分母にして、分子を会計士への訴訟数42件とすると、26%で、全体の1/4になる。
- xxv 鳥羽・八田、前掲書、168頁。
- xxvi 高田、前掲書、311頁。
- xxvii 友杉 [2006]、44-45頁。
- xxviii 友杉、前掲書、44頁。
- xxix 鳥羽共訳、前掲書、76-77頁。
- xxx 鳥羽・八田、前掲書、33-35頁。
- xxxi 鳥羽共訳、前掲書、146-147頁。

- xxxii 鳥羽共訳、前掲書、147頁。
- xxxiii 鳥羽・八田、前掲書、55-56頁。
- xxxiv 渡辺訳、前掲書、194頁。
- xxxv 渡辺訳、前掲書、194頁。
- xxxvi 渡辺訳、前掲書、194頁。